

2020年度埼玉県の施策並びに
予算編成に対する重点要望・提案

2019年10月15日

日本共産党埼玉県委員会
日本共産党埼玉県議会議員団

2019年10月15日

埼玉県知事
大野 元裕 様

日本共産党埼玉県委員会
委員長 荻原 初男
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

知事は先の選挙で、「日本一暮らしやすい埼玉を実現する」を公約に掲げ見事当選されました。心よりお祝い申し上げます。

「開かれた民主主義と立憲主義を守る」その立場を堅持し、県民誰一人として取り残すことのない県政を期待します。知事は県政運営の柱として「県民目線」「県民が主語」を掲げました。党県議団は、9月定例会における一般質問で、県政世論調査の暮らしが苦しくなった県民割合が増加したことを取り上げ、知事の見解をうかがいました。知事は「高齢者世帯や単身世帯の孤立化」「若年層も格差の拡大が深刻」として「多くの県民の利益が最大になることを常に意識する」と答弁されました。党県議団は、地方公共団体の第1の使命は、地方自治法に示されているとおり、「住民福祉の増進」にこそあると考え、知事の見解に深く共感するものです。

こうした状況下、10月1日に消費税の10%への増税が強行されました。党県議団は、連続する実質賃金の低下・米中貿易摩擦など経済不安の中の消費税引き上げには一貫して反対してきました。今、県政の役割は、消費税の増税を撤回しむしろ引下げを国に求めることと、増税による暮らし破壊を食い止めることにあります。そこで、要望の第1に、格差を解消し県民生活を守る社会保障政策の強化を位置づけました。

また、5月の降ひょう、台風の被害など、自然災害による被害も深刻です。県政世論調査でも、一貫して災害対策が上位に挙げられております。温暖化の影響による集中的なゲリラ豪雨など、これまで例のなかった災害が発生しています。十分な備えはもちろんですが、被災者の生活再建の仕組みなども見直しが必要と考え、第2の柱に据えております。

知事は、県庁舎の建て替えに関連する発言の中で、庁舎の建て替えより、公教育＝特に特別支援学校や児童相談所、警察などの整備を挙げています。党県議団は、県民生活に密着する公共事業として、特別支援学校の建設・児相の増設、交番・信号機の設置を第3の柱として位置づけました。

以上の観点より、今年は特に最重要視する項目にしぼり、59項目277件の要望を提出させていただきます。

目次

I 県政の最優先課題として

- 1、全国一深刻な医師不足の解消を
- 2、旧県立小児医療センター跡地について

II 消費税増税の中、県民の命と暮らしを守れ

- 1、乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭の医療費助成制度について
- 2、そのほかの医療費助成について
- 3、国民健康保険の充実を
- 4、生活保護にかかわる要望
- 5、子どもの貧困対策にかかわる要望

III 災害対策・被災者支援・福島第1原発被災者支援

- 1、高齢者・障害者・女性・子どもなど避難支援について
- 2、被災者生活再建について
- 3、東日本大震災被災者の支援について

IV 知事公約で注目している要望

- 1、児童相談所について
- 2、特別支援学校の拡充を
- 3、交番、信号機などの設置を

V そのほか重点要望

企画財政部関係

総務部関係

県民生活部関係

環境部関係

福祉部関係

保健医療部関係

産業労働部関係

農林部関係

都市整備部関係

教育局関係

病院局関係

下水道局関係

県土整備部関係

I 上田県政の継承と発展のために

1、全国一深刻な医師不足の解消を

- ①埼玉県地域保健医療計画を見直し、目標を引き上げて、医師看護師の確保を。
- ②埼玉県立大学の医学部新設のために、庁内体制を確立し、国に働きかけること
- ③臨床研修医や医学生の奨学金を拡充する。県内の病院に臨床研修医が集まるよう、イベントや広報を実施する。県立病院での臨床研修医受け入れを促進する。

2、旧県立小児医療センター跡地について>

- ①跡地の医療型障害児入所施設カリヨンの杜の機能拡充のために、さらなる支援を
- ②跡地は、障害児者や難病患者のために使うこと

II 消費税増税の中、県民の暮らしを守れ

1、乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭の医療費助成制度について

- ①乳幼児医療費助成制度の中学校卒業まで、対象年齢の引き上げを
- ②窓口払いの無料化の早期実施
- ③普通交付税不交付団体に対する補助率の引き下げをやめ、元の補助率に戻すとともに、財政状況が苦しい町村に対する補助率を3分の2に引き上げる。乳幼児医療費助成について政令市への補助を復活し、政令市・中核市に対し、差別なく補助を継続する。
- ④税金などを滞納している世帯に対して福祉医療制度の利用を制限しないこと、すでに制限を導入している場合には中止するようを市町村に徹底する。
- ⑤重度心身障害者医療費助成制度について、精神障害者の2級まで対象を拡大し、精神病床への入院にも適用拡大する。65才以上で該当となった場合不適用とする制度を廃止する。所得制限を廃止する。

2、そのほかの医療費助成について

- ①外国人未払い医療費対策事業の補助対象を外来診療にも広げること。医療機関による未収金改修への支援とあわせ、補助金の算定基準を見直し、拡充すること。
- ②妊産婦加算の自己負担軽減のため、疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」を県として創設を。

3、国民健康保険の充実を

- ①県として、保険税率引き下げのための、市町村への財政支援を行うこと
- ②市町村の一般会計からの繰り入れ解消を強要しないこと
- ③市町村が赤字解消を理由に保険税の引き上げや保険税率の統一を誘導しないこと
- ④国保法77条にもとづく保険税の申請減免制度と44条にもとづく一部負担金の申請減免制度について、利用者拡大のために、広報・周知徹底してほしい。
- ⑤被保険者「生活保護基準の1.5倍以下で30%の減免」とする申請型の減免制度を創設・拡充してく

ださい。

- ⑥国保税の滞納・未納を理由に、44条減免（医療費の本人負担の減免）、高額療養費申請や高額療養費の限度額適用認定申請を認めないなど、住民サービスの制限は行わないこと。
- ⑦国民健康保険の短期証・資格証発行をやめるよう市町村を指導すること
- ⑧特定検診・特定保健指導への取り組みに対する国保組合への補助金増額。

4、生活保護にかかわる要望

- ①生活保護者へのエアコン設置について、2018年4月1日以降受給者という条件を外してほしい
- ②ケースワーカーの体制強化を。社会福祉主事の資格保持者を採用すること。保護利用者の立場に立った対応ができるようじゅうぶんな研修を行うこと。
- ③生活保護制度を県民に周知すること。生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上に置いて、県民の誰もが自由に手に取れるように指導すること。
- ④職員のミスによる保護費の過払いが発生した場合に、その返還により最低生活費を割り込むことになるため、自立更生を積極的に認めるとともに、返済の一部免除を行うよう指導してください。
- ⑤法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用が、県内すべての保護世帯の子どもたちに適用されるように、対象世帯に文書で知らせるように指導してください。
- ⑥65歳前であっても、病気や障害のある人に対して、就労を強要することなく、当事者の意思を尊重すること。

5、子どもの貧困対策にかかわる要望

- ①県の行う町村部の生活困窮家庭への学習支援事業を拡充すること。また、各市の学習支援事業についても、講師派遣を含めた支援を強化する。
- ②埼玉県がこども応援ネットワーク埼玉を立ち上げ、見えにくい子どもの貧困問題への理解をすすめる活動や地域での子どもの居場所づくりなど、子どもを見守りサポートする施策を充実させているが、引き続き、ネットワークを広げるサポートと、居場所の運営ノウハウ（食品衛生も含む）や運営に関するサポートの実施を。

II 災害対策・被災者支援・福島第1原発被災者支援について

1、高齢者・障害者・女性・子どもなど避難支援について

- ①地域防災計画は防災・減災を基軸とした内容にするとともに、見直し作業では地域住民、特に子ども、高齢者、障害者などの「災害弱者」や女性の声を取り入れるため、障害者団体や女性団体など関係団体と懇談を実施する。特に障害者については、障害種別にていねいに意見を聞き計画に取り入れる。
- ②「避難支援に係る個別計画」の全市町村・全要支援者の策定を支援する。
- ③県として市町村の福祉避難所運営マニュアルの状況をつかみ、実効性あるものにする。また、福祉避難所職員の研修や備蓄など行う。
- ④災害時医療ケアを必要とする子どものために、県として自家発電機の購入助成を
- ⑤医療的ケア児や身体障害児の保護者のためにも、保護者とよく相談して災害時個別計画の策定を。

⑥個別計画をもとに、避難訓練の実施を

2、被災者生活再建について

①発災の際は、災害救助法施行令第1条4号（多数の者が生命または身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合）を迅速に適用する。災害救助法が適用されない場合も、埼玉県・市町村生活再建支援金制度を拡充し、とくに、床上浸水＝半壊への住宅応急修理費用相当（57万6千円）を支給する。地下室の水没などで居住に深刻な被害を受けたマンションなどにも、住宅応急修理費用相当を支給する。

②埼玉県・市町村被災者生活再建支援金制度について、大規模半壊・倒壊などの住宅には、住宅再建に必要な十分な額に増額する。地盤の崩落で居住が不可能な場合にも適用する。国に被災者生活再建支援金の拡充を求める。

3、東日本大震災被災者の支援について 東北3県など被災地からの県内避難者への支援については、市町村と連携し、避難者の生活実態をきめ細かく把握し、個々の状況に応じた生活再建支援策を実施する。

IV 知事公約で注目している要望

1、児童相談所について

①一時保護所の増設 老朽施設の建て替え、補修、備品の整備 高校生の個室化 医師巡回数の増

②熊谷児童相談所の管轄区域を分割すること

③人口20万人以上の都市に児童相談所を配置すること

④中核市の児童相談所の設置を支援すること

⑤全国平均では人口約60万人に1か所児童相談所が設置されている。埼玉県も同様にあと4か所児童相談所を設置すること

⑥人口3万人につき1人の児童福祉士体制を確立するために、児童福祉士の増員をやり遂げること

⑦児童福祉士選考枠を広げること

2、特別支援学校の拡充を

①障害児学校の学校（教室）不足を解消するために、計画的を策定し学校建設をすすめてください。川口特別支援学校をはじめ、特に教室不足が深刻な県南部地域については、肢体不自由児と知的障害児の学校を新設し、早期に教室不足の解消をはかる。

②特別支援学校の送迎バスを増車し、通学時間を短縮する。バス運行の民間委託をやめ、直営に戻す。

③医療的ケア児の登下校時における保護者の同行について、保護者の事情により通学手段がない場合への対応を早急に検討すること

④県立川越特別支援学校の教室拡充と外周フェンスの改修を行うこと

⑤県立ろう学園について 愛知県並に3校のろう学園の増設を。両校の大規模改修を急ぐこと。聴覚障害のある教員の増員を。その支援のためにも、手話通訳士の加配を。UDトークの活用促進を

3、交番、信号機などの設置を

- ①交番数を増やさないという方針を見直し、交番を増設すること。
- ②県道全体の停止線などが消えかかっているのを、こまめな維持補修を求める。
- ③視力障害者団体の要望の音声信号設置を進めること
- ④信号機設置予算を抜本的に増額すること

《地域要望》

- ・早稲田地区、みさと団地、さつき平地区への交番の設置。

信号機設置費の増額を求めます。(久喜市議団より)

- ・「久喜市東小歩道橋付近」
- ・「鷺宮神社通りと82線交差点」
- ・「上清久交差点南側通学路」
- ・「南栗橋12丁目11番地、河原橋西側交差点」に普通信号機を。
- ・「上清久交差点」の信号に右折→信号を設置すること。
- ・久喜市青葉団地入口 153号線 久喜から幸手に向かう信号に右折→信号を

V そのほか重点要望

企画財政部関係

1、公共交通政策にかかわる要望

- ①広域的な公共交通の充実の観点から、コミュニティバスやデマンド交通などを運営する市町村への支援を強化する。市町村の公共交通がより効果的なものとなるよう、自治体の枠を超えて検討・協議する場をつくる。
- ②埼玉新都市交通（ニューシャトル）について、運賃引き下げ、割引乗車券の拡大、朝夕の通勤通学時間帯の増便、駅トイレ・エレベーターの設置など利用者の利便向上をはかる。ニューシャトルの運賃、定期代の引き下げを。特にニューシャトルの通学定期購入に対する助成制度創設
- ③JR、私鉄各線の駅舎・ホームのエレベーター・エスカレーターの未設置駅対策を急ぐ。エレベーター、エスカレーター維持費への補助をおこなう
- ④鉄道駅の安全確保のための人員配置を増やし、早朝の駅無人化を早急に解消する。ホームドア、可動式ホーム柵の設置を促進する
- ⑤JR川越線の荒川陸橋かさ上げとJR複線化を急げ

2、基地対策にかかわる要望

- ①オスプレイの飛行ルート情報の開示を、国・防衛省等へ求めること
- ②オスプレイの埼玉上空、とりわけ人口が密集する市街地上空の飛行中止を、国・防衛省等へ求めること
- ③オスプレイはじめ米軍機による低空飛行などへの対処について、埼玉県基地対策協議会に参加していない市町村に対しても情報提供するとともに、ヒアリングをはじめとする情報収集等に努めること
- ④米軍横田基地におけるオスプレイの飛行状況の調査を引き続き行うよう国・防衛省に求めること
- ⑤米軍横田基地から米軍所沢通信基地への土砂搬入について 県の土砂の排出、たい積等の規制に関する

る条例にもとづき、米軍所沢通信基地内に搬入・たい積されている土砂の検査をおこなえるよう、国に求めること。

⑥全国知事会の提言を踏まえ、日米地位協定の抜本的な見直しを国に求めること

3、自衛官募集にかかわる要望

①自衛官募集事務主管課長会議の開催にあたっては、市町村への協力要請が強制あるいは義務と受け止められないよう配慮すること

②安保法制施行以降、自衛隊の性格・役割が変化してきていることを踏まえ、「彩の国だより」などに安易に募集広告を掲載させないこと

4、マイナンバー制度について マイナンバー制度の厳格な運用につとめ、個人情報の流出・悪用防止に全力をあげる。

総務部関係

1、私立学校にかかわる要望

①私立高校運営費補助を大幅に引き上げる。

②父母負担軽減措置について、県内私立学校と県外私立学校に通う児童生徒間の差別を解消すること

③私立小学生、中学生への就学支援の拡充

2、公契約条例の制定にかかわる要望

①公契約条例の制定を 当面公契約条例の「研究会」「検討会」設置を 会の参加者は職員・業界・議員・会派・労働者の代表で討議できるようすること。

②県が契約する委託事業所への労働環境、労働条件についての調査やアンケートの実施

3、県税などの徴収にかかわる要望

①滞納者の生活の実態や戸別の事情を十分把握した上で、きめ細やかな納税相談に丁寧に応じる。納税相談の際には、滞納者本人が同席を希望する第三者の立ち会いを認め、市町村にも立ち会いを認めるよう周知をはかる。

②納税者からの相談があった場合には、滋賀県野洲市のように税滞納は生活困窮のサインと受け止め、関係部署とも連携して事業再生や生活再建を支援する。

③「徴収の猶予」申請は納税者の権利であり速やかに受理し、申請に当たっては国税庁の通達「納税の猶予等の取扱要領」に基づき処理をすること。

④滞納処分にあたっては憲法・税法・国税庁通達などの法令等を遵守したガイドラインを作成すること。

⑤納税者から納付困難の申し出があったときは納税緩和制度の説明を十分に行い、積極的に活用すること。

⑥市町村の税務職員を対象とした研修会には、国税長官通達の「税務運営方針」を盛り込み、賦課徴収に関して「国税徴収法精解」を取り入れ、「取り立て」偏重した徴収業務になることのないようにすること。

⑦徴税マイスターを各県税事務所に派遣を

⑧手間請労働者などに事実確認をせずに個人事業税をかけないこと

⑨国保や市県民税などの滞納を理由とした、強引な差し押させや滞納処分を行わず、実情に応じた減免や分納、納税緩和措置をするよう指導すること。市町村が分割納付の際に法的根拠のない「納税誓約書」を

強要しないよう指導すること。またそれを盾にした徴収をやめる。徴収実態をつかみ納税緩和制度の周知徹底を図ること。

県民生活部関係

- 1、平和資料館の充実について
 - ①憲法第9条を持つ国として、「武力によらない平和」のメッセージを発信すること
 - ②平和資料館の展示の充実をはかること
 - ③戦後日本の国際的な平和貢献として原水爆禁止運動と母親運動の紹介をおこなうこと
 - ④アジア諸国民との友好・共生への努力の紹介を
- 2、消費者行政について
 - ①消費生活支援センター川越支所と春日部支所の廃止を撤回すること。
 - ②消費者支援について 「ゲノム編集技術」が食品についても実用化されている。表示の義務づけなど県民への正しい情報提供、リスクコミュニケーションの積極的な実施を
 - ③5か年計画や、消費生活などの施策に生活協同組合の役割明記を
 - ④化学物質過敏症とくに香害（香りの害）の被害について広報・啓発を強化すること。
- 3、性暴力被害者支援について、病院拠点型ワンストップ支援センターの設置を。特にさいたま赤十字病院を拠点とすることが望ましい。そのほかの基幹病院にも相談支援員を常駐させること。
- 4、同性パートナーシップ制度を盛り込んだ条例の策定
- 5、県民活動総合センターの大規模改修を

環境部関係

- 1、太陽光発電施設について
 - ①環境アセスメントの要件を強化して、20ヘクタール以下の太陽光発電施設にも適用すること
 - ②自然エネルギーの導入による地域再生と産業振興をめざす「自然エネルギー推進基本条例」（仮称）制定に向けて検討を進める。山林伐採など自然破壊や景観破壊を伴う太陽光発電施設による乱開発に関する規制を盛り込む。

福祉部関係

- 1、保育・学童保育の充実を
 - ①学童クラブについて。5月の「児童福祉法」改正によって、「放課後児童健全育成事業の従事する者及びその員数」が「従うべき基準」から「参酌基準」となった。県ガイドラインをもとに市町村の設備運営基準の維持・改善を支援すること。「待機児ゼロ」「大規模解消」を進めるために、40人での分離・分割が可能となるよう、「支援の単位」の施設整備費や運営費、「放課後子ども環境整備事業」等を県として支援すること。
 - ②すべての学童保育において常勤複数の指導員配置ができるようにするために、県単独の施策・補助につ

いて、すべての地域が対象となるように拡充を図ること。

③「放課後児童支援員等処遇改善事業」並びに「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の積極的な活用を市町村へはたらきかけること。

④障害児受け入れを促進するために、専門家を派遣して保育現場と家族を支援できる「学童保育専門の巡回相談」制度を創設してください。

⑤県内すべての保育施設において、食育を一環とした子育て支援の充実を図るため1・2号認定の主食・副食費の単独補助を創設し、保育料の完全無償化の実施を。

⑥保育の質・機能の向上のために、早急に職員処遇の改善をはかること。

⑦現在の保育の質の確保および向上のため、現行の県の補助金制度は今後も継続すると共に、更なる充実を図ること。

⑧一歳児担当保育雇用費は堅持すること。

⑨アレルギー対応の給食を個別に調理する職員を雇用するため、1日5時間勤務の調理担当職員を加配できるだけの補助をすること（対象は1人から）。エピペン保持者については別途加算すること。

⑩保育園でも事務員を常勤雇用できるよう県で補助すること。

⑪県南部は東京都に比べて地域区分の等級が低く、近隣自治体間の保育士賃金不均衡を解消・するための人件費に係る県補助制度の新設をすること。

⑫「安心・元気！保育サービス支援事業費補助交付金」「放課後児童健全育成事業費補助」の加配分の補助要綱を見直し、中核市も対象にすること

2、障害者の支援のために

①障害者施設職員の確保を。日中事業所、生活関係事業所・居宅支援事業所の職員が不足している。人材確保のために埼玉県として独自の政策を行うこと。基本報酬に県独自の上乗せをおこなうこと。

②居宅支援事業において、事業所から支援先までの移動も支援時間とみなす県独自の事業をおこなうこと。

③障害者などの施設整備について、国に対して協議書を上げて、内示されず、不本意に自力で建設をしなければならない法人に、県の単独補助を。

④暮らしの場（入所系施設）を整備すること。

約1600人の入所希望者数を重く受け止め、身体障害者療護施設や重症心身障害児施設、知的障害入所更生施設などの入所施設の建設は年次計画を立て推進し、待機者の解消を早期に図る。特に、待機者の集中する県南地域の整備を重点的に図る。公有地の提供も図る。

⑤障害の重い人も安心して利用できるグループホームにするために、人員を基準以上に配置している事業所への県単独補助実施を。

⑥地域生活支援拠点等の整備として、圏域ごとに単独型短期入所施設等の整備を検討すること。

⑦独自に「地域生活の在り方」について、当事者団体も入れた検討会を設置し、埼玉県としての生活の在り方を検討してください。

⑧高齢の障害者の介護保険優先原則について、現在うけているサービスが継続できるように、介護保険を申請しないという障害者については、その意思を尊重するよう、市町村に徹底すること。

⑨重度人身障害者手帳を保持していない医療的ケア児にたいする支援の拡充を図ること

⑩生活サポート事業の県補助の増額を。制限時間の拡大を。

- ⑪福祉タクシーの配布枚数が増えるように、県の補助制度を創設。
 - ⑫放課後等デイサービスの実態把握と経営が困難なところに必要な支援を。
 - ⑬県総合リハビリテーションセンターについて 生まれつきの障害者が安心して治療が受けられるように、また二次障害にも対応できるように埼玉県リハビリテーションセンターに専門医の増員をしてください。
 - ⑭県総合リハビリテーションセンターの独立行政法人化しないでください。
 - ⑮高次脳機能障害者について。高次脳機能障害支援センターの体制強化 相談員の専任化・増員を。市町村、医療圏ごとの医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークづくりを
- 3、高齢者のために
- ①特別養護老人ホームは、既存施設も含めて、介護支援センター、デイサービスなどをおねそなえた在宅福祉の拠点施設として、ほぼ中学校区ごとに整備を図る。
 - ②特別養護老人ホーム入居者のホテルコスト（家賃・水光熱費）負担をなくすよう国に求める。県として負担軽減策を創設する。特別養護老人ホームの各部屋は、すべてユニット型個室にするのではなく、低所得者でも入所しやすい多床室も増設する。
 - ③埼玉県での介護士確保のために、奨学金制度を拡充する。県内で働く介護職員のための家賃補助や資格取得費助成など県独自の確保対策を行う。
 - ④住民どうしが地域で支えあう住民参加型在宅高齢者福祉サービスを行っている団体や、高齢者のミニデイサービス等を行っている団体に対して埼玉県として、運営に関わる費用などの支援を。
 - ⑤介護保険の対象が狭まる中、家事援助サービスについても、市町村が行うサポートの取り組み支援を。

保健医療部関係

- 1、小児二次救急医療体制の整備を
- ①小児二次救急医療体制を早急に整備すること
 - ②市町村が行う小児1次救急医療病院を支援すること。
- 2、保健所について
- ①各保健所の精神障害者に関する支援体制強化のために精神保健福祉指導職の定数の増員
 - ②各保健所に高次脳機能障害者や家族の相談窓口を設置し、職員の研修も充実させること
- 3、社会福祉士を育成するために県立大学の定員増を
- 4、医師が補聴器の使用を必要と認定した、加齢性中等度難聴者に補聴器の助成制度創設を。
- 5、旧優生保護法一時金支給について
- ①優生保護法に基づく優生手術を受けたものに対する一時金の支給に関する法律が成立したが、国が本人への通知をしない場合、埼玉県において、県が把握している方に直接通知すること。
 - ②埼玉県が生んだ被害者への謝罪を明確に示してください。
- 6、アスベスト対策について 県立病院をはじめ、呼吸器科や内科の県内医療機関に県医師会を通じて、私たちの以下の内容の周知徹底を。
- ①建設従事者の肺の疾患は、必ずアスベストを疑って問診・検査・治療にあたること。
 - ②病院内の医療ソーシャルワーカーとも連携をとり、労災申請の援助ができるようにすること。

③職業病の専門医の配置を早急に行うこと。県立病院や県・地域医師会などで、医師や看護師、職員を対象としたアスベスト問題の研修等を行うこと。

産業労働部関係

1、産業立地促進事業について。雇用増につながるよう、新規雇用創出一律5人以上という要件を、補助額に応じて見直すこと。県内の事業所を撤退して立地する事業所は補助の対象としないこと

2、中小企業支援について

①中小企業振興基本条例に基づき、中小企業振興のための予算を増額する。埼玉県中小企業振興基本条例の具体化のための検討会議を設け、実態に即した提言を行う。アンケートや直接の聞き取りによる小規模事業者までの悉皆調査を行い、県内事業者の実情を把握する。「事業承継」など、個別のテーマを設けて実施すること。

②地域活性化のための住宅・店舗（商店）リフォーム助成制度を実施。

③地域産業を活性化させる「小規模工事登録制度」を活用する事業を拡大。

④災害対策としての危険個所や老朽インフラの解消、災害時の復旧・復興計画について、地域を熟知している地元事業者を位置づけること。

⑤県の小規模事業者や個人事業主に向けた金融支援の充実を。

⑥金融庁は、単に担保や決算の数字によらない「事業性評価融資」の考えを打ち出し、金融機関にそれに沿って融資を行うよう要請した。しかし依然として「利用しにくい」状況にある。「事業性評価融資」の考え方を金融機関に徹底すること。

⑦セーフティーネット保証5号が部分保証（80%）となった。これによって「混乱が生じないように」とした参議院付帯決議を金融機関に徹底し、貸し渋りなどが起こらないよう指導すること。

⑧ウェスタ川越内の中小零細企業への振興と支援を強化すること

農林部関係

1、国連「家族農業10年」がスタートした。県として家族農業振興計画を策定すること。

2、降ひょう被害農家支援について

①傷ついた梨を使った加工品の販売促進 防ひょうネット購入助成の復活を

②県として、農業災害時の国保減免制度を創設すること。

3、豚コレラ対策の拡充を

①豚コレラの感染経路など、原因究明に努める

②野生イノシシ防護柵について、個人負担をなくすよう県として独自の助成を行うこと

③家畜防疫員など体制を強化する。

4、世界かんがい施設遺産 見沼代用水の維持管理を

①見沼代用水の振興構想を策定すること

②見沼代用水の自転車歩行者用道路の適切な維持管理を進めること

③見沼代用水の所有者である、(独)水資源機構と見沼代用水土地改良区を支援して、流末などまで適切

な維持管理を行うこと。

5、増え続ける鳥獣被害を防止するため、鳥獣の生態や繁殖条件の調査を実施するとともに、鳥獣を適正な密度に減らす地域や市町村、猟友会の取り組みを支援する。

6、荒廃する森林地域の環境維持のために林業予算を大幅に増額する。林業後継者育成のための取り組みを強化する。

7、県営圃場整備事業において設置されている給水管、給水栓の更新・修繕費用に対し、助成制度を講じること

8、農林振興センターや農林総合研究センターの職員体制、特に専門職員や農業普及員の削減をやめ、増員をはかる。

都市整備部関係

1、県営住宅について

①県内の人口が多い地域に県営住宅を大量に建設すること。県営住宅建設5か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など、都市部での公営住宅の建設や建て替えを重点的に進める。借り上げ方式による公的賃貸住宅の供給についても予算を増やし積極的に推進する

②高齢者用、単身用住宅を増やすこと。県営住宅のエレベーター設置を推進する

③埼玉県営住宅の家賃減額制度は、生活保護基準の50%～75%未満である。せめて生活保護基準以下の収入の世帯は、家賃減免に該当するよう基準改定を。家賃減免制度の周知を徹底すること。生活困窮の家賃滞納者に対しては速やかに福祉部局と連携し、生活保護制度などを知らせ、適切な対応をとること。

2、都市公園について

①県営上尾水上公園の改修、存続を

②川越水上公園は、建設から30年近くが経過し、老朽化した施設のリニューアルを行うこと

また、芝生広場にアスレチック遊具を増設し、新たな魅力を創設すること

③県営みさと公園駐車場の無料化を実施すること

④入間川の上戸上のサッカー場は毎年の台風で使用できなくなります。川越市内には、大会が開ける公的なサッカー場がなく、県としても設置を促進すること。

教育局関係

1、豊かな学校教育のための環境整備を

①ゆきとどいた教育をすすめるために、教育予算を増額してください。

②すべての小・中・高校で早期に35人以下学級を実現してください。

③子どもとむきあえる時間を確保するため教職員を増員してください。

④正規教員を増員し、臨時的任用教員の正規化をすすめ、臨時的任用職は必要最小限に。

⑤臨時的任用教員の3月31日だけ任用期間から除く「空白の1日」をなくすこと。同一校での継続任用を原則とすること

⑥すべての小中高等学校の普通教室はもちろん特別教室、体育館へのエアコン設置をすすめること。

⑦輸入小麦で作られたパンから発がん性の疑いのある除草剤グリコサポートが検出されたという結果が出た。学校給食のパンの残留濃度調査を求める。

⑧化学物質過敏症とくに香害（香りの害）に敏感な児童生徒の状況を正確に把握すること。また、香害についての広報啓発を強化すること。

⑨「魅力ある県立高校づくり方針」の適正規模の維持を理由にした県立高校統廃合計画は撤回すること。

⑩県立高校の少人数学級実施を推進し、地域に密着した高校づくりに努めること。

2、保護者負担の軽減を

①教育活動に不可欠な教材費・給食費などの学校納付金を無償とするため、市町村に対して補助すること

②小中学校の就学援助制度と給付型奨学金を県独自に創設してください。

③学校給食費の無料化のための県としての助成制度創設を

3、公立夜間中学について

①生徒の個別の事情に柔軟に対応できる教育となるよう予算を確保し教員を増やすこと。

②各市町村との調整に県が責任を果たすこと。自主夜間中学や先進自治体など長年の経験を活かすために市民の自主的な活動団体との意見交換・連携が十分にとれるよう県が積極的に役割を果たすこと。

③夜間中学の周知や希望する全ての人々への広報など県として支援すること。

④常駐のスクールカウンセラー配置を

⑤完全給食を実施するための援助制度整備を

⑥県独自の夜間中学への就学援助制度創設を

⑦随時入学が認められる体制へ改善を

4、外国にルーツがある生徒への支援について

①多文化共生推進員の増員、常駐を進めること。4月から配置すること

②高等学校での、音声翻訳機の利用を促進すること

③県立高校の外国人特別枠の受験資格要件入国後3年以内を、せめて6年以内に緩和すること。

病院局

1、県立4病院の独立行政法人化は撤回すること

下水道局関係

1、下水道処理費用について 県として財政的支援を行い、市町村負担金の統一を進めていくこと。統一化を遠ざける市町村負担金の引き上げはしない

県土整備部関係

1、建設労働者の処遇改善のために>

①設計労務単価の引きあがった契約金額が、下請けにいきわたる仕組みを作ること

②標準見積書の活用を徹底し、下請けまで法定福利費が行き届くような指導強化を。

- ③建設職人基本法に基づく「安全衛生経費」を下請けまで行きわたらせる仕組みづくりを
 - ④「担い手3法」の徹底に向けた施策を実施すること。
 - ⑤週休2日制の現場を広げること。モデル現場などで週休2日制の現場を広げる。週休2日制に伴う経費・労務費のさらなる設計労務単価への上乗せを。
 - ⑥公共工事現場で働く労働者の労働条件の実態把握を実施すること。
- 2、重層下請け構造改善 16年10月より施行されている、土木現場の原則2次まで（3次以降の理由書）とした「重層下請改善工事」について、アンケート調査等の結果の公表を。土木だけでなく建設でも実施する。
- 3、アスベスト対策
- ①解体作業等について。アスベスト使用建物の解体、修理、廃棄物処理をはじめ、徹底したアスベスト粉じん対策をとること、及び関係業界、業者に対する十分な監督、指導を。
 - ②高額となるアスベスト使用建物の解体に対して、調査費用、解体費用の補助を。
 - ③アスベスト使用建物の調査を行い、市町村と協力して県内全域のハザードマップを作成すること。
- 4、不要な大規模公共事業について
- ①霞ヶ浦導水事業、思川開発事業は中止すべきと国に求める
 - ②第1調整池完成から15年。第1調整池ですら、1000分の一しかたまったことはない。荒川流域の整備計画は昭和49年に決められたものであり、見直しが必要である。堤防整備を優先して進めるべき。
- 5、急傾斜地崩壊対策事業。崩壊危険区域ほとんど進んでいない箇所がある。対策を進めること。
- 6、県管理河川・県管理国道、県道の運営・管理にかかわる要望
 <県全域に共通する要望>
- ① 一級河川の土手の除草回数を増やすこと。
 - ② 県道の除草や歩道の整備等を行うこと。
 - ③県道の冠水対策 貯留池をつくるなど改善策をすすめること。排水路や用水路浚渫をすすめること。冠水を繰り返すエリアの市町村道の浚渫に対して、県補助の創設を。

川越市

- ・豪雨災害緊急時、寺尾調整池に排水できるように規定の整備を。寺尾地域の内水対策について、排水施設等氏と連携し支援をすること。
- ・寺尾調整池の外周ランニングコースを補修整備すること。

ふじみ野市

- ・県道三芳富士見線の歩道設置を。三芳スマートICのアクセス道路でありかつ総合病院があり、また町内で最も賑やかな地域を通過しているにもかかわらず歩道未設置部分が多数ある

三郷市

- ・第二大場川の伸長と拡幅
- ・ゲリラ豪雨に対応できる排水能力をあげること
- ・江戸川に建設する新橋については有料化を見直し早期に実施すること

- ・下水処理場に熱利用発電の設置を検討すること
- ・谷口ー幸房線道路拡張工事、及び郵便局近くに信号の設置

所沢市

- ・県道川越所沢線花園交差点の市道を横断する横断歩道に歩行者用信号を設置すること
- ・県道所沢青梅線の東所沢和田2丁目交差点で浦和方面より所沢市街地方面の信号機に右折信号を設置してください
- ・県道55号岩崎交差点～山口城跡交差点までの歩道を広げる予算を付けてください
- ・航空管制部前交差点信号をスクランブル交差点に改善してほしい
- ・三芳町が管理する所沢市中富南4丁目と三芳町との行政界道路は、所沢側の住宅地に面する道路には歩道が設置されていない。県としてイニシアチブを発揮し早急な設置を指導ねがいたい

蕨市

- ・緑川の拡幅整備を進め、内水対策をつよめる。定期的に清掃する。河川脇の柵は見通しがよいものに一部改善がおこなわれたが、全域での改善を
- ・信号機設置予算を増やし、蕨市北町1丁目市民体育館南側など市が要望している箇所に信号機を設置する。音響信号機を増やす。
- ・錦町土地区画整理事業へ国が十分な補助金を交付するよう国に強く要請する

越谷市

- ・県道の歩道のバリアフリー化、並びに照明設置

志木市

- ・志木本町3丁目信号機を歩車道分離方式に改良を

杉戸町

- ・県道次木杉戸線と埼玉葛城農道の交差点に歩行者の待機スペースを設置してほしい

八潮市

- ・草加金町線の潮止橋北詰から八潮駅方面に向かう左側歩道の改修について、県と市の緊急対策会議を開き、改修実施をおこなうこと
- ・柳之宮橋の架け替えを早期に実施し、草加松戸線の開通を
- ・外観八潮スマートICの整備促進について

狭山市

- ・不老川の災害対策の促進

春日部市

- ・河川改修。県管理の中川は天井川です。川幅を広げる、堤防を強化するなど求められています。

皆野町

- ・皆野橋には歩道がありません。荒川にかかる橋で歩道がないのはこの橋だけです。皆野高校生も使っています。早急に調査して歩道を
- ・日野沢川護岸工事について。えん堤も5カ所のうち3カ所が壊れそのままです。

鴻巣市

- ・県道内田ヶ谷線の舗装の打ち直し、及び歩道が一部未整備となっている天神5丁目の歩道の整備を。
- ・県道鴻巣羽生線の広田交差点から広田小学校までの通学路の歩道の拡幅を。
- ・県道鴻巣川島線の箕田（南）交差点から100メートル離れたMEGAドン・キホーテ前にある横断歩道に手押し信号機設置を。

三芳町

- ・国道254号線の歩道拡幅とアップダウンの解消。車いすの通行が困難

草加市

- ・清門町南交差点への右折用信号の設置
- ・国道4号線（草加市内）の西町交差点から南高校交差点までの区間に信号と横断歩道の設置

上里町

- ・営圃場整備事業において設置されている給水管は、完成後40年以上を経過し老朽化が進み、漏水が毎年増加しています。修繕費用が高いことや離農も進んでいることから対応が遅れています。個人管理である給水栓の更新・修繕費用に対し、助成制度を講じてください
- ・神保原駅北口から国道17号線に向かう県道神保原停車場線は、通学路となっています。
- ・朝夕の通勤車両が非常に多い上に神保原停車場線と勅使河原本庄線との接続部分がクランクとなっているため、車両の円滑な通行が出来ず、危険な状況です。児童・生徒の安全のために歩道の整備と道路拡幅等によって変則交差点の解消を図ってください

上尾市

- ・鴨川、芝川の水害対策の強化
- ・第2産業道路（さいたま菖蒲線、原市2区交差点より南側・下り）の歩道の整備
- ・県道上尾環状線久保の交差点付近の大塚石材側の道路冠水の解消を
- ・主要地方道川越上尾線の愛宕のヤマダ電機駐車場入り口付近と西宮下交差点付近でも道路冠水の解消を
- ・第2産業道路 東大宮3丁目と原市の交差点の信号に歩行者用信号機の設置を
- ・主要地方道川越上尾線のゆるぎ橋と中橋までの鴨川側道の整備を

桶川市

- ・桶川西中学校横の調整池の早期完成を。
- ・荒川出口の宮下樋管に排水ポンプ場の設置を。
- ・県道川越栗橋線の「べにばな陸橋」にエレベーター設置を。

伊奈町

- ・県道蓮田鴻巣線バイパスの早期整備を。

北本市

- ・中山道（本宿交差点から二ツ家交差点までと東間地域内）の歩道の拡幅を。

久喜市

・国道125号線歩道整備計画が2019年度でほぼ終了する見込み。歩道整備計画にないエリアの整備について、関係する住民の声を聞いて進めてほしい。

<県道12号線の渋滞改善を早急に>

- ・久喜市六万部橋近くの歩道整備が進んでいない促進を要望します。
- ・さくら通りとぶつかる備前前堀川にかかる橋梁の拡張整備を要望します。
- ・久喜市では、合併後「都市計画道」の整備として、鷲宮八甫から栗橋佐間方面に向かう道路整備を進め、既に土地の買収、一部工事の着工が進んでいます。鷲宮から栗橋に接続される地点、既存の阿佐間・幸手線につながる、十字路の交差点にすることが計画されています。右折帯の設置を要望します。
- ・備前前堀川の、汚泥浚渫を必ず実施するよう要望します。
- ・鷲宮地域 桜田エリアの冠水が深刻で、下流域である幸手市、杉戸町、久喜市で対策協議を初めています。県も加わり実効性のある対策を要望します。

川口市

- ・芝川（旧芝川）・豎川・緑川・綾瀬川のヘドロ対策・水質浄化などで、緑化・親水事業の促進を図ること。
- ・川口市が管理する江川・前野宿川・辰井川は貯水池を設置し、水害・治水対策を進めてきたところであるが、埼玉県が管理する毛長川に合流することから市と連携をはかり、県としてさらに河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組むこと。
- ・市道仁志町領家町線の西川口地区の信号設置など安全対策を進めること
- ・県道越谷川口線の赤山周辺地域（SR 新井宿駅～首都高速川口線下赤山交差点まで）の歩道拡幅を進めること
- ・県道越谷川口線の桜町小学校前歩道の高低差が激しいので改善をすること④県道さいたま鳩ヶ谷線の本町商店街、桜町商店街の歩道の確保及び整備に努めること。
- ・県道さいたま鳩ヶ谷線、石神1194以降戸塚地域方面にかけて近隣小学校への通学路であるが、歩道の確保等道路整備をすすめ安全確保をはかること
- ・県道金明町鳩ヶ谷線の歩道の確保及び整備に努めること

- ・ 蕨陸橋下・芝新町に設置してある通路は人と自転車が通り抜けできるが歩行者にとって危険なため安全対策を早急におこなうこと
- ・ 国道122号を含む本町ロータリーの改修工事について住民への説明と合意に努めるとともに交通安全対策を進めること
- ・ 芝川沿いのサイクリングロードについて。転落防止のためにも植栽がとぎれないよう点検・整備すること。ベンチの設置をはかること。